**トピックス：一人当たり府民所得の推移とその要因分解について**

|  |
| --- |
| 要約  ここでは、一人当たり府民所得について、水準の推移と都道府県別順位の推移を確認した。また、一人当たり府民所得の増減について、要因分解を行った。その結果は以下のとおり。   * 大阪府の一人当たり府民所得は、平成３年度以降、長期的に減少している。 * 大阪府の一人当たり府民所得の都道府県別順位は、昭和58年度までは東京都に次ぐ第２位を維持していたが、その後順位を落としている。 * 一人当たり府民所得の動きと労働生産性の動きがほぼ一致している。また、近年は高齢化の進展による生産年齢人口の減少が一人当たり府民所得の減少要因になっている一方、就業者比率の上昇が一人当たり府民所得の増加要因となっている。 |

平成26年に取組みが開始された地方創生は、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会を迎えた我が国において、人口減少と地域経済縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指しています。また、そのためには、地方の「平均所得の向上」を実現することが重要であるとされています[[1]](#footnote-1)。

平均所得を測る指標の一つとして、府（県）民経済計算から算出される「一人当たり府（県）民所得」があります。一人当たり府（県）民所得は、地域の経済的な豊かさを示す指標であるとされています。

そこで本稿では、大阪府の一人当たり府民所得の推移について確認するとともに、人口や就業者数等の増減がどの程度一人当たり府民所得に影響を与えているかを考察します。

**一人当たり府民所得の定義**

一人当たり府民所得は、府民所得を大阪府人口で除した値です。

なお、府民所得は、

府民所得 ＝ 府内総生産 － 固定資本減耗 － （生産・輸入品に課される税－補助金）  
＋ 府外からの所得（純）　　・・・①

あるいは、

府民所得 ＝ 府民雇用者報酬 ＋ 財産所得（非企業部門）  
＋ 企業所得（企業部門の第１次所得バランス）　　・・・②

と表せます。

すなわち、①式から、府民所得は、府内総生産（＝名目GDP）から、固定資本減耗（≒減価償却費と資本偶発損）及び生産・輸入品に課される税（消費税等の間接税）を差し引き、補助金（一般政府から市場生産者に対して交付される等の条件を満たす経常的交付金）及び大阪府民が大阪府外から受け取った雇用者報酬、投資収益、財産所得と府外へ支払った同項目の差額を加えたものとなります。

また、②式から、府民所得には、府民雇用者報酬（府民が労働の対価として受け取る給料等）のほかに、府内企業の利益等が含まれています。そのため、一人当たり府民所得は個人の所得（給与）水準を表すものではなく、企業の利潤を含む大阪府民経済全体の水準を表していることに注意が必要です。

**一人当たり府民所得の長期的な推移**

まず、一人当たり府民所得の長期的な推移を、図表２－１－１で確認しておきます。

図表２－１－１　大阪府の一人当たり府民所得の推移（昭和45年度～平成28年度）



（大阪府民経済計算より作成）

大阪府の一人当たり府民所得は、前回の大阪万博が開催された昭和45年度（1970年度）には810千円でしたが、その後右肩上がりに増加し、平成３年度に3,715千円となりました。また、平成３年度以降は増加・減少を繰り返しながら長期的には減少していき、直近の平成28年度には3,056千円になりました。

また、前ページの②式のとおり、府民所得を府民雇用者報酬、財産所得、企業所得別に見ると、府民雇用者報酬が府民所得の過半を占めていることが確認できます。また、府民雇用者報酬と比べると、財産所得と企業所得は年度ごとの変動が大きいことが分かります。

なお、府民経済計算は概ね５年ごとに推計の基準が変わり、その際、過去数年分遡って新しい基準に基づく計数を作成します。そのため、ある年度の計数が複数存在することがありますが、その場合、本稿では最も新しい基準の計数を用いています。基準が異なる計数は、概念や推計方法が異なることがあるため、比較には注意が必要です。

次に、一人当たり府民所得が他の都道府県との比較でどのように推移しているか確認するため、一人当たり県民所得の都道府県別順位の推移を見てみます。

図表２－１－２　一人当たり県民所得の順位の推移（昭和50年度～平成27年度）

****

（大阪府値は大阪府民経済計算、大阪府値以外は県民経済計算（内閣府HP）より作成）

図表２－１－２は、平成27年国勢調査で人口上位の５都府県（東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、埼玉県）の一人当たり県民所得について、データが揃っている昭和50年度から平成27年度までの都道府県別順位の推移を表したものです。図表２－１－２によると、大阪府の一人当たり府民所得は、昭和58年度まで東京都に次ぐ第２位でしたが、昭和59年度に愛知県に逆転されました。平成２年度に再び第２位となりましたが、平成７年度に４位に転落し、その後、少しずつ順位を下げて、直近の平成27年度では９位となっています。

**一人当たり府民所得に影響を与える要因の定義**

これまでに確認したとおり、近年の大阪府の一人当たり府民所得は減少傾向となっており、また、順位も低下しています。そこで、人口や就業者等が一人当たり府民所得にどのように影響しているのかを考察します。

ここでは、大阪府の一人当たり府民所得の増減率を以下の４つの要因に分解し、寄与度を観察することとします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | | | |
| ＝ |  | × |  | × |  | × |  |
|  | 【生産年齢比率】 |  | 【就業比率】 |  | 【労働生産性】 |  | 【内民比率】 |

生産年齢比率は、府民人口に対する生産年齢（15～64歳）の人口の比率を表します。生産年齢比率が高まると、府民人口に対して生産活動に従事して労働力の中核となる者が増えるため、一人当たり府民所得のプラス要因となります。

就業比率は、生産年齢人口に対する大阪府内で就業する就業者数の比率を表します。就業比率が高まると、実際に生産活動に従事する者が増えるため、一人当たり府民所得のプラス要因となります。

なお、府内就業者には大阪府民（大阪府に常住する者）のうち大阪府外で就業する者は含まれず、また、大阪府外から大阪府内へ就業しに来る者が含まれます。また、近年は15～18歳で積極的に労働に従事する者が少なく、逆に65歳以上でも就業する者が増えているため、解釈には注意が必要です。

労働生産性は、府内就業者に対する府内純生産の比率、すなわち、就業者一人当たりの府内純生産額を表します。労働生産性には労働者の能力のほか、設備投資や技術進歩、経営革新等、様々な要因を含んでいます。労働生産性が高まると、生産活動をより効率的に行うことができるため、一人当たり府民所得のプラス要因となります。

なお、ここでは、要素費用表示（生産のために必要とされる労働や資本などの生産要素に対して支払われた費用により付加価値を評価する方法）の府内純生産を用いています。

内民比率は、府内純生産に対する府民所得の比率を表します。内民比率が高まると、大阪府内で新たに生み出された付加価値が、より多く大阪府民へ分配されるため、一人当たり府民所得のプラス要因となります。

**一人当たり府民所得の要因分解の計算方法**

を の自然対数とすると、の増減率は

－

で近似できるため、一人当たり府民所得の増減率を、以下のようにして４つの要因に分解します。

一人当たり府民所得の増減率

≒ －

＝ － ：生産年齢比率要因

＋ － ：就業比率要因

＋ － ：労働生産性要因

＋ － ：内民比率要因

**一人当たり府民所得の要因分解結果**

一人当たり府民所得の対前年度増減率について４つの要因に分解し、それぞれの要因の寄与度を示したものが図表２－１－３です。なお、前年度と基準が異なる年度（平成２年度、平成８年度、平成13年度、平成18年度）については表示していません。

図表２－１－３　一人当たり府民所得の増減率の寄与分解（昭和46年度～平成28年度）



（大阪府民経済計算、総務省統計局「人口推計」（長期時系列データ）より作成）

生産年齢比率について見ると、昭和50年度くらいまでは一人当たり府民所得の減少要因となっていましたが、その後、平成元年度まで増加要因へ転じたことが分かります。これは、大阪府においては昭和50年度くらいまで幼少（０～14歳）人口比率が上昇していましたが、その後、幼少人口比率が低下に転じたことで、生産年齢比率が高まったことが要因と考えられます。

また、平成２年度以降は、阪神淡路大震災が起こった平成７年度を除いて、一貫して一人当たり府民所得の減少要因となっています。特に近年は、一人当たり府民所得を約１％ポイント押し下げています。これは、大阪府においても高齢化が進展したことにより、生産年齢比率が低下したことが要因と考えられます。

なお、年齢階級別の大阪府人口の推移については、付録１ 大阪経済の変遷の図表２－２－３「府の総人口と全国に対する割合」（P.27）をご参照ください。

次に、就業比率について見ると、過去については特徴的な動きが見られず、一人当たり府民所得への寄与もそれほど大きくありません。ところが、近年は一人当たり府民所得の増加に大きく寄与することが多くなっています。これは、大阪府において、女性や高齢者の就業率が上昇することで就業比率の分子にあたる府内就業者数が増加していることと、少子高齢化の進展により就業比率の分母にあたる生産年齢人口が減少していることの２つが要因として考えられます。

次に、労働生産性について見ると、昭和63年度までは一人当たり府民所得の増加に大きく寄与していたことが確認できます。この期間は高度経済成長期の終わりからバブル景気の期間に相当しますが、就業者数の増加以上に付加価値が増加したことが要因と考えられます。

その後、労働生産性は平成元年度に初めて減少し、それ以降は増加・減少を繰り返しますが、平成20年度と平成21年度に一人当たり府民所得を大きく押し下げています。これは、リーマンショックの影響により、大阪府の付加価値が大きく減少したことが要因と考えられます。

また、労働生産性の増減の符号（プラス・マイナス）と一人当たり府民所得の増減の符号はほぼ一致しており、労働生産性の寄与度と一人当たり府民所得の増減率の相関係数は0.965と強い正の相関があります。

最後に、内民比率について見ると、平成４年度、平成５年度、平成10年度、平成20年度及び平成28年度に大きく減少に寄与していることが確認できます。この要因として、大阪府の場合は府外からの所得（純）、つまり雇用者報酬や投資収益、財産所得に関する府外収支は赤字になることが多いのですが、これらの年度に府外からの所得（純）の赤字幅が大きく膨らんでいることが考えられます。すなわち、大阪府内における生産により発生した付加価値の帰属先が、大阪府外の企業や個人になっていることが示唆されます。

**おわりに**

本稿では、地域の豊かさを示す指標である「一人当たり府民所得」について、長期的な推移と増減の要因について確認しました。その結果、分かったことは次のとおりです。

1.大阪府の一人当たり府民所得は、平成３年度の3,715千円まで一貫して増加していましたが、その後は長期的に減少傾向にあることが確認できました。

2.大阪府の一人当たり府民所得の都道府県別順位は、昭和58年度までは東京都に次ぐ第２位でしたが、その後は順位を落とし、直近の平成27年度は９位であることが確認できました。

3.大阪府の一人当たり府民所得の増減率について要因分解したところ、以下のことが確認できました。

・少子化や高齢化の進展具合が、一人当たり府民所得に影響を及ぼしている。

・近年は就業比率が上昇しており、一人当たり府民所得の増加要因となっている。

・労働生産性は昭和63年度まで一人当たり府民所得の大きな増加要因だった。また、労働生産性の増減と一人当たり府民所得の増減の動きはほぼ一致している。

・所得に関する府外収支の赤字幅拡大が、一人当たり府民所得の減少要因となっている。

生産年齢人口が減少局面にある中、労働力を維持しながら競争力を強化するために、労働力の有効活用や生産性の向上が必要となっています。

一人当たり府民所得を増加させるためには、女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こしやIT利活用・省力化投資等による労働生産性の向上、あるいは府内に拠点を置く企業等を誘致することで所得の外部流出を防ぐことが引き続き重要になると考えられます。

1. 平成30年12月21日閣議決定「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）」3～4ページ [↑](#footnote-ref-1)